## 国際化に関する方針

(2020年4月改訂)

本学は学校法人神奈川大学が掲げる100周年に向けた将来像(ビジョン)のもと、国境や文化の差異を超えた国際交流の場を形成し、国際社会で活躍する人材を育成する教育や研究を展開するとともに、そこから得られた成果を広く国際社会に還元することを目指しており、地域と国際社会に開かれた大学として、国際化推進に関する方針を以下のとおりとします。

- 1. 国境や文化の差異を超えた国際交流の場の形成
  - (1) 多様な文化的背景をもつ学生と教員が行き交うキャンパスをめざします。
  - (2)地域、教育機関、行政機関等との連携によるキャンパス内外における国際交流を推進します。
  - (3)キャンパスにおける国際化を推進するため、交流の核となる施設の拡充をすすめます。
  - (4) 異文化理解を深めるための機会を提供していきます。
- 2. 教育の国際化
  - (1)外国の高等教育研究機関等と連携した国際的な教育の充実を図ります。
  - (2)国際的に質が保証された教育制度の構築を進めます。
  - (3)外国語教育の拡充を図ります。
- 3. 留学制度等の拡充
  - (1)留学制度や海外研修制度、奨学金制度の再構築をすすめます。
  - (2)英語及び多言語による授業の拡充により、留学生の受入れ、派遣の環境整備を図ります。
  - (3)日本語能力のレベルに応じた留学生対象の日本語授業の拡充を図ります。
  - (4) 短期の学生交流を積極的に進めます。
- 4. 学術交流の活性化
  - (1)外国の高等教育研究機関等との国際交流協定の締結を進めることで、学術的な連携、協力を推進します。
  - (2)外国の高等教育研究機関等との学術交流によって、本学の研究レベルの向上を図ります。
  - (3)海外の研究者との共同研究を推進します。
- 5. 国際化の成果の還元
  - (1) 異文化を理解する力とコミュニケーション能力を有する人材を育成します。
  - (2) 国際的な舞台で活躍できる人材を供給していきます。
  - (3)研究成果を海外へ積極的に発信していきます。
- 6. 国際化を推進するための情報の収集と発信
  - (1)大学の国際化に関する国内外の情報を収集・分析し、本学の国際化に活用します。
  - (2) 国内外に向けて積極的に情報の提供や発信を行います。

国際化の推進にあたっては、中期的な計画のもとに策定される事業計画と学内各部局の緊密な連携により取り組みます。